

小委員会交渉の概要

交渉日：令和6年3月28日（木）14時25分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 労務担当部長、制度企画課長、人事制度担当課長
都労連 副執行委員長、書記長、書記次長

事項	組合主張	当局主張
「2024年賃金・労働条件改善に関する基本要件」について	○都民の命を守り暮らしを支えるため、現場で懸命に働いている職員が、安心して働くことができる賃金・労働条件とするため、基本要件の実現に向けて検討することを要求	○要求について、項目が多岐にわたるとともに、人事委員会勧告を踏まえて検討すべきものも多く、現時点で回答できる状況にないが、職員の勤務条件を取り巻く情勢も踏まえ、今後慎重に検討
来年度の協議事項について	<p>○賃金の改善について、平均30,000円以上の賃上げ、初任給の更なる引上げ、地域手当の本給繰入、一時金の支給月数増や扶養手当をはじめとする生活関連手当の改善により、全ての職員の生活改善につながる大幅賃上げを強く要求</p> <p>○55歳昇給抑制措置の廃止、退職手当基本額の支給率引上げ、早期割増制度の拡充を強く要求</p> <p>○会計年度任用職員について、賃金水準の引上げ、生活関連手当相当額の支給や特殊勤務手当相当額の支給、勤続年数に応じた昇給措置、無給となっている特別休暇等の有給化などの常勤職員との均等待遇及び任用の更新回数制限の撤廃や常勤職員への任用切替制度の創設を要求</p> <p>○4条任期付職員について、賃金の抜本的な引上げ、任用期間に応じた昇給措置の実施、任期満了後の常勤職員への任用切替制度の創設等を要求</p> <p>○高齢期雇用制度の改善について、定年前職員との同一労働同一賃金の観点も踏まえ、賃金水準の抜本的な引上げ、定年前職員と同様の一時金の支給月数と生活関連手当支給を強く要求</p> <p>○定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用短時間勤務職員の定数外配置を要求</p>	<p>○給与制度については、国における給与制度のアップデートや人事委員会勧告の動向に注視しつつ、給料表の在り方などについて不断の見直しを検討</p> <p>○令和6年度から国家公務員に対して新設される在宅勤務等手当に関しては、都においても、国の対応に留意しつつ、テレワークの実情等を踏まえて検討</p> <p>○会計年度任用職員の報酬額改定の実施時期については、国と都の任用実態の違いや支給実務上の課題などを十分に踏まえつつ、慎重に検討</p> <p>○旅費制度については、国の法改正の動向を注視しつつ、対応を検討</p> <p>○勤務時間・休暇制度については、国会における改正法案の審議状況を注視しつつ、都の実情に合わせて検討</p>

事項	組合主張	当局主張
	<ul style="list-style-type: none"> ○労働時間の短縮について、長時間過密労働の解消・超過勤務縮減の実現、勤務間11時間を原則とするインターバル規制と連続勤務禁止の全職場での遵守を要求 ○恒常的な長時間労働が解消されない場合には人員の適切な確保を強く要求 ○改正給特法に基づく「1年単位の変形労働時間制」を公立学校に導入しないことを要求 ○ハラスメント防止対策について、現行のパワー・ハラスメント防止基本方針と防止要綱の内容は、依然として不十分であり、ILO条約を踏まえた実効あるものに改善することを要求 	
柔軟で多様な働き方を推進する取組について	<ul style="list-style-type: none"> ○試行に当たっては、子を安全に保護できる環境の確保をはじめ、制度を安心して利用できる職場環境の確保が大前提 ○周りの職員の理解や職場風土を醸成することも重要 ○試行の状況等について労使による十分な検証と議論を要求 	○柔軟で多様な働き方をより一層推進していく観点から、現行制度の範囲内で「子連れ出勤」を一部職場で試行実施